

現在の建築士制度における建築設備士の業務権限と業務資格の改善のイメージ

社団法人日本設備設計事務所協会

※印を改善

: 建築士の業務

: 建築士及び建築設備士の業務

建築設備士				
※建築設備士事務所登録				
建築士 (設備設計一級建築士)	業務独占	ビル・建築物のストック事業		ビル・建築物の省エネ法
	確認申請を要する設計	12条点検・報告業務		省エネ措置届業務
	新築・増築・改築 大規模の修繕・模様替	建築物	昇降機以外の設備 換気・排煙・非常照明・ほか ※国土交通大臣が定める業務資格に 建築設備士を追加	PAL CEC(空調・換気・照明・給湯)
	建築設備士	建築設備更新・改修設計		省エネ改善設計
	※業務権限を付与	熱源・空調・換気・給排水・給湯・ガス・消火ほか 受変電・発電・動力・照明・情報・通信・防災ほか		熱源・空調・換気・給湯ほか 受変電・発電・照明ほか
	確認を要する建築設備設計	確認を要しない設備設計		新エネ導入設計
	換気・排煙・消火ほか 非常照明・避雷針・防災ほか	防火区画等を貫通しない設備 給排水・個別空調・電源・情報通信・テレビほか		太陽光発電・燃料電池ほか